

○議長（菊地恵一君） ただいま議題となっております各号議案についての質疑と日程第六、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は順序に従い許します。三十三番渡辺勝幸君。

〔三十三番 渡辺勝幸君登壇〕

○三十三番（渡辺勝幸君） おはようございます。自由民主党・県民会議の渡辺勝幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大綱六点について質問いたします。

大綱一点目、地方自治の在り方、「国と地方の役割分担」についてお伺いします。

今年六月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針において、国が自治体に対し策定を義務づけている行政計画について必要最小限のものとするに加え、真に必要な場合でも計画等の内容や手続は各自治体の判断にできる限り委ねることを原則とすることが示されたところであります。骨太の方針において取り上げられたことを踏まえ、今後、宮城県の行政計画についても、真に必要な計画の見極め、あるいは統合を更に推進することにより宮城県としての判断をする余地を確保しながら、同時に行政負担の軽減も図っていく必要があります。現時点において、宮城県における行政計画の数と、骨太の方針を受け県としてどのように対応をしていくのか、その方向性について伺います。

次に、地域コミュニティーを支えてきた町内会長、行政区長への知事表彰についてお伺いいたします。

防災や防犯、青少年の健全育成など、地域コミュニティーの果たす役割は今後ますます大きくなっていくものの、地域コミュニティーを支える町内会役員の高齢化、成り手不足を解消することが急務であり、各町内会の役員の方々はボランティアで、震災以降一段と複雑化し、コロナ禍においては更に難しくなっている地域課題の解決に取り組んでおられ、心より敬意を表するところであります。しかし、こうした地域コミュニティーを支えてきた町内会長や行政区長といった自治会功労者への総務大臣表彰、市町村長表彰は実施されているものの、本県においては県知事表彰が存在しておりません。かねてより、本県における自治功労者に対する知事表彰は文化の日表彰として、市町村長や市町村議会議員、市町村の主要な役職に就いていた方々がその表彰の基準となっておりますが、長きにわたり地域コミュニティーを支えてきた町内会長や行政区長に対して

も知事表彰をすることは大きな意義があるものと思ひ、私は平成三十年九月定例会における一般質問で知事表彰を実施すべきと提案したところ、他県の例や県内市町村の状況等をよく把握した上で検討してまいりたいとの答弁でありました。地方自治の本旨から鑑みるに、住民自治を手弁当で支えている方々に対し、総務大臣、市町村長の表彰があらつて、本県においては県知事の表彰がないということに大きな違和感を覚えるものであります。改めて知事の見解をお伺ひいたします。

次に、大綱二点目、再生可能エネルギー発電新税に関する課税の在り方についてお伺ひいたします。

今年九月の県議会定例会において、知事は森林を開発して再エネ設備を設置する事業者に課税をすることにより経済的な負担が重くなる状況をつくりだすことで、森林以外の設置に誘導する再エネ新税の導入について表明されたところであります。土砂災害や景観への悪影響を懸念する県民の声は年々高まつており、より地域と共生した再生可能エネルギーの導入でなければならぬという方向性については私も賛成するところでありますが、一方で懸念がないわけではありません。そもそも税を課す課税自主権については、地方分権という観点から見れば重要な制度ではありますが、やはり県民に御負担をいただくということを考えれば、慎重かつ精緻な議論が必要であらうと思ひます。そして、この新税に関しては、税収がゼロとなれば政策目的が達成されるものと考えられますが、税収がゼロになるような税制というものには、いささかの違和感を覚えるところでもあります。現時点において、この再生可能エネルギー新税導入の必要性について、知事の見解をお伺ひします。

また、課税の前の段階でもある規制強化等による抑制策では対応できなかったのか、その見解をお伺ひします。

更に、課税実施までの今後のスケジュールについて、駆け込みの動きも見られるとのことであり、スピード感を持った政策展開が求められるところでもあります。可能な限り早く実施をするべきであると考えますが、どうでしょうか、お伺ひいたします。

次に、大綱三点目、重症心身障害児者への支援等、共に生きる社会の実現についてお伺ひします。

まずは、障害者スポーツの推進について伺ひます。

昨年八月に開催された東京パラリンピック二〇二〇は、一年延期とされたものの、無事挙行され、全世界でボッチャをはじめとした障害者スポーツ競技への大きな関心を高めたものと感じております。しかし、残念ながら県内の障害者スポーツの現状を見ると、パラリンピックへ向けた機運の醸成もむなしく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動がなかなかできないというのが実際のところでありました。他県に遅れていると言われております障害者スポーツの分野に予算を確保していくということは、地域に根差した障害者スポーツの環境整備と普及促進のためには不可欠であります。県の見解をお伺いいたします。

次に、新生児聴覚検査の現状についてお伺いします。

これまでに何度か取り上げてきた、この新生児聴覚検査であります。平成二十七年時点で公費負担を実施している宮城県内の市町村はゼロでありました。しかし、その後、多くの市町村の御理解により県内市町村でもこの取組が進んできたと同様です。そもそも、国の新生児聴覚検査事業は、平成十八年度をもって国庫補助が廃止され、平成十九年度の地方財政措置において少子化対策に関する地方単独措置として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され市町村に対して地方交付税措置されたものであります。そして、今年七月に、地方交付税の一般財源少子化対策関連費用内数から保健衛生費の新生児聴覚検査費としての計上が初めて明示されたとのことであり、県内各市町村で更なる公費負担の実施が求められるところでもあります。現在、県内市町村で公費負担を実施している数字と、今後の進展の見込み、県としての考え方についてお伺いいたします。

次に、重症心身障害児者への支援についてお伺いします。

十一月十四日、仙台市青葉区にある社会福祉法人陽光福祉会の創立三十周年記念式典に福井崇正議員とともに出席しました。陽光福祉会は、創立者の熊谷務氏が医療型重症心身障害児施設エコー療育園を立ち上げ、本県の重症心身障害児者の受入れ整備に尽力をされてきた法人であります。大学の先生や医療関係者によれば、近年我が国では低出生体重児の出産が増加しており、その生命予後は改善しているものの、長期的な疾病や障害を合併する割合が高いことが知られており、残念ながら今後重症心身障害児者が増加する可能性があるとの見解が示されています。また、小児医療・周産期医療・救急

医療の進歩によっても、救命はできたものの後遺症として重度心身障害を持つ子供が増加しております。また、この子供たちの多くは、医療的ケア児であり令和三年に施行された医療的ケア児等支援法の対象でもあります。近年、重症心身障害児者において、在宅医療が継続できなくなった場合の長期入所病床の不足、家族レスパイトを確保するための医療型短期入所の病床不足などの問題が生じており、今後は更に問題が複雑化していく可能性が高くなるものと感じております。また、令和二年の宮城県の調査では、在宅の重症心身障害児者は約一千名、平成五年の約二・五倍と推定されており、更に保護者の三六・六％が六十五歳を超えていることが分かっており、親の高齢化により在宅療養ができなくなった場合でも、安心して医療・介護を受けるためには、在宅の最終セーフティーネットである医療型長期入所施設の整備が必要です。しかし、現在の長期入所病床は慢性的にほぼ満床の状況が続いていると同時に、短期入所サービスも同様であり、保護者のレスパイトニーズに対応できているとは言い難い状況です。近年では、移行期医療の問題も浮上しており、宮城県立こども病院から移行を必要とする重症心身障害児が増加しているにもかかわらず、移行先が見つからないケースが増加しております。そこでお伺いいたします。これまで述べたような、近年宮城県内で大きな課題となっている重症心身障害児者における長期入所病床の不足の解消、ウイズコロナにおいて家族のレスパイトを確保するための感染管理可能な単独型の医療型短期入所病床の増床・整備など、重症心身障害児者の皆さんやその御家族が安心して暮らせるための県としての支援について、どのように考えるのかその見解をお伺いいたします。

続けて、共生型サービスの適用拡大についてお伺いいたします。

超高齢化社会を迎える本県ではありますが、一方で介護施設の過剰供給の時代がいつずれ来るのではないかという議論もまた始まりつつあると感じています。共生型サービスとは、介護保険か障害福祉のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的に平成三十年に創設されたものであり、まだまだこれからの分野ではありますが、医療型重症心身障害児者病床の増床に加えて、共生型サービスの適応範囲を長期入所まで拡大することで、地域の実情に合わせ、限られた福祉人材をうまく活用しながら、必要な支援を行き渡らせることができるのではないかと考えますが、県としての見解をお伺いいたします。

次に、大綱四点目、園芸産出額倍増等、農政についてお伺いします。

私ごとではありますが、およそ今から二週間前のこと、私の伯父である渡辺瑞夫が八十六歳で亡くなりました。伯父は、現在の登米市であります旧米山町議を平成二年から三期務め、地域の課題、とりわけ農政を中心に政治に取り組みました。地元の農業構造改善事業、農村基盤整備には特に強い関心を持ち、私にもしばしば農業や地域の昔の話をよくしてくれたものです。我が宮城県は、農業県であり、広大な平野部では稲作が盛んに行われ、畜産や園芸も盛んに行われてきた歴史があり、食材王国みやぎという名称に、私自身、強い誇りを持つところでもあります。古来、農業は、国の大本なりと言われてきました。国の発展は、どんな時代においても農業が支えていると同時に、私たち一人一人の生命を守っているのもまた農業であり、国家の安全保障の基礎もまた農業であります。さて、その中でも本県の園芸分野においては、令和三年度より五年間、みやぎ園芸特産振興戦略プランが策定されており、宮城の園芸倍増を目指すという野心的な目標が掲げられております。果たして本当に園芸産出額を倍増できるのか、その道筋、手法が問われるものと思います。先月八日、私の地元仙台市若林区荒井において、津波で被災した農地で新規就農をされた株式会社Punks Farmerによるイチゴ栽培用鉄骨ハウスの竣工式が盛大に開催されました。先進技術を活用した施設園芸として、イチゴづくり新たに挑戦をしたいというすばらしい志を持ち、必ずや宮城の園芸倍増の一翼を担ってくれるものと期待をしておりますが、新たに園芸農業を始めるということには大きな困難があったとこのことでありました。現在、宮城県としてはみやぎの企業的園芸等整備モデル事業を活用し、こうした取組に支援しておりますが、その規模は残念ながら宮城の園芸倍増には程遠いのではないかと感じております。また、新規に先進技術を活用した施設園芸に取り組みたいという農業者にとっては、資金調達が大きな壁となっており、県内の金融機関におかれては農業への創業支援については先例も少ないために、あまり積極的ではないとこのことであります。また、物価高騰、エネルギー価格の急騰を受けて、施設園芸の立ち上げに係る予算は、関係者の話によれば、去年比で五〇%増となっており、ハードルが更に上がっているとのことであります。宮城の園芸倍増という目標到達のための戦略を県としてどう考えているのか、また、新規に先進技術を活用した施設園芸に取り組みたいという志を持った農業者に対する、政策的支援

や資金調達といった経営的な伴走支援が不足しているのではないかと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

次に、米のもみ殻処理についてお伺いします。

十月下旬に、JA仙台六郷支店において、地元仙台市若林区六郷地区・七郷地区の青年農業者の皆さんと意見交換をしました。様々な農政の課題について、時に厳しい御意見も伺いながら、農業に熱く取り組むその姿を感じ、うれしくも思ったところでもあります。その中で、なるほど、これは問題だと感じたのが、米のもみ殻処理についてでした。これまで米づくりの副産物であるもみ殻は、水田の暗渠資材として圃場整備工事で活用されてきましたが、圃場整備完了後、その処理は個々の農業者が水田等で焼却するなどにより対応しているのが実情であります。都市近郊農業の場合、もみ殻焼却を消防に通報されたりすることもあるのですが、何よりも畜産が盛んな地域ではこのもみ殻は、牛さんの布団、敷材になったり、様々活用されているとのことですが、仙台近郊では焼却処分をしているのが現状であり、この話を別の会議でしたところ、仙台市宮城野区の農家の方からも何とか対応してほしいとの声をいただきました。他県では焼却を禁止している事例があったり、SDGsの観点から見てももみ殻処理について何らかの対応を県としてできないものか、その見解をお伺いいたします。

次に、大綱五項目、公設日本語学校開設や貞山堀の活性化等、宮城の地域経済活性化についてお伺いします。

村井知事が昨年の知事選で公約として掲げた公設日本語学校の開設であります。人口減少時代を迎える本県においても、外国人材受入れのきっかけとして、また、交流人口を拡大するきっかけとして期待する声が高まっています。一方で、外国人材の受入れ政策そのものは、企業にとっては労働供給が増加することで正の影響を受けるもの、日本人労働者にとっては負の影響があるのではないか。また、外国人材からの税・社会保険料の受領よりも多くの政策費用を負担するため、結果として負の影響があるのではないかとの議論も存在します。日本語は、世界で最も習得が難しい言語の一つとされており、この政策費用は日本国民にとっても正の影響をもたらすものにしなければならぬのではないのでしょうか。そういった観点からも、わが国の歴史や伝統文化をしっかりとこの公設日本語学校で学んでいただきながら、同時に私たち日本国民にとっても改め

て日本語や伝統文化を大切にしてい、共に学んでいく姿勢が重要であると考えます。公設日本語学校の整備に当たり、日本語を学ぶことと同時に、我が国の歴史や伝統文化を学ぶこと、そして、日本語を教える教員については、日本語を教える人材が不足している現状を踏まえながらも、我が国の文化をしっかりと伝えられる方をお願いしていくべきであると考えますが、県としての見解をお伺いいたします。

今年四月、仙台市若林区藤塚に開業したアクアイグニス仙台は、東日本大震災の集団移転跡地活用事業として、新たなにぎわいの創出が進んでおります。藤塚地区の東部には、貞山運河が流れておりますが、貞山運河水門から南側の名取川にかけておよそ三キロメートルは国の直轄管理区間となっております。仙台市は、十一月十五日に藤塚地区にぎわいづくり検討会の第四回最終会合を開き、ゾーニングやパス、スケジュール案を示したとあります。報道によれば、来年度は公園設計と並行し全天候型遊び場をめぐる官民連携事業化の検討も進めるとのこと、近隣の名取市閑上地区のかわまちづくり事業と連動した新たな親水空間の整備が期待されるところであります。平成二十五年に宮城県が策定した貞山運河再生・復興ビジョンを基に、貞山運河、東名運河、北上運河の復興が進展したことは、県関係機関の御努力によるものと、心より感謝するところであります。震災から来年三月で十二年が経過することになりますが、この貞山運河は仙台空港や仙台港が近隣に位置しており、今後更に磨き上げていくことができれば、被災地教育旅行なども含め、観光資源として大いに活用することができ、被災した地域の経済復興にも資するものと考えます。今後、この貞山運河の活性化や周辺の河川整備について、県として土木的側面と経済的側面について、どのように考えているのか、併せて両面の見解をお聞かせください。

次に、大綱六点目、不登校特例校連携やキャリア教育の推進についてお伺いします。先月、仙台市太白区の旧坪沼小学校に設置されたろりぼっぷフリースクールを訪問し、来年四月にこの地で開校を予定している不登校特例校私立小学校ろりぼっぷ小学校の準備状況や、現在運営を進めているフリースクールの現状について伺いました。今、本県において文部科学省より不登校特例校として指定されているのは、富谷市立富谷中学校西成田教室一校であります。県内においてこの私立小学校、更に県内で不登校特例校設置の動きもあるやに聞いております。本県における昨年度の不登校児童生徒の割

合は全国で二位となり、その対策が急務であると同時に、フリースクールなど多様な学びの場の確保を求める声も大きくなってきていると感じます。しかしながら、保護者としては子供たちには普通に学校に行ってほしいという思いを持つ親が多いことから、不登校特例校という国の制度を活用し、教育機会の確保を図りながら、今まで通っていた学校や進学先との連携など従来の教育機関との連携、情報の共有、合同での研修なども今まで以上に進めていくべきであると考えます。現在の本県における不登校特例校設置の動きも含め、各校との連携等について県としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、県立高校のキャリア教育についてお伺いします。

県立高校においては普通科だけではなく、職業教育を主とする学科を設置する高校があり、農業科や水産科、商業科や工業科などでは、古くから本県の基幹産業を支える人材を育ており、その功績は大きなものがあります。近年は看護科や福祉科、そして観光科など県内課題に対応した人材育成を進めるべく新たな分野の専門教育が進められており、大きく期待をするところでもあります。しかしながら、高校における教育は充実しているものの、専門教育を生かした就職先という点ではまだまだこれからという状況であると聞いております。例えば、県立松島高校の観光科は、県内の高校で一つしかない貴重な存在でもありますし、宮城県として交流人口の増加を目指し、観光産業の振興に努めているところでもありますので、経済商工観光部と教育庁が連携して、観光業界の人材育成・キャリア教育を今まで以上に進めていく必要があると思いますが、その見解をお伺いいたします。

以上で、一般質問を終わります。御清聴いただきまして誠にありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 渡辺勝幸議員の一般質問にお答えいたします。大綱六点ございました。

まず、大綱二点目、再生可能エネルギー発電新税に関する課税の在り方についての御質問にお答えいたします。



再エネ施設の事業計画をめぐっては、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への悪影響等について、多くの県民の皆様が懸念を抱いているものと認識しております。このため、地域との共生を図りつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立を目指した対策の強化が必要であると考え、これまで、太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定や環境影響評価条例の一部改正を行うなど、様々な措置を講じてきたところであります。一方で、許可基準を満たせば事業の実施が可能であることなどから、地方自治体による規制強化には限界があるものと認識しており、そのため規制と併せて森林を開発して再エネ施設を設置する事業者に課税することにより、経済的な負担が重くなる状況をつくり出すことで森林開発の抑制や適地誘導を図ることが有効な手段であると考えております。現在、審議会に諮問するとともに新たに税制研究会を設置し、専門家による議論を進めており、令和五年六月議会で条例案を提案する予定としております。施行時期につきましては、令和六年四月までの導入を目指しておりますが、可能な限り早期に新税が導入できるよう検討を進めてまいります。

次に、大綱三点目、重症心身障害児者への支援等、共に生きる社会の実現についての御質問のうち、重症心身障害児者やその家族に対する支援についてのお尋ねにお答えいたします。

重症心身障害児者を受け入れることのできる入所系の事業所は県内に四施設あり、その定員の合計は五百六十一人となっておりますが、今年四月一日現在で七十四人の待機者があり、入所施設へのニーズがあることは私も承知しております。また、御家族のレスパイトを確保するための医療型短期入所事業所については、平成二十八年度から取り組んできた医療型短期入所モデル事業の成果もあり、県内の事業所数はモデル事業開始前の四事業所から十一事業所まで増加しております。重症心身障害児者及びその御家族への支援につきましては、入所サービスのほか、通所や訪問サービスも含めた総合的な支援体制の整備が必要であり、現在進めている障害者プランや障害福祉計画の見直しに合わせて、関係機関や当事者団体等の意見を聴きながら、今後の支援の在り方について検討してまいります。

次に、大綱四点目、園芸産出額倍増等、農政についての御質問にお答えいたします。初めに、みやぎの園芸倍増の目標達成に向けた戦略などについてのお尋ねにお答え

いたします。

県では、みやぎ園芸特産振興戦略プランに基づき、園芸産出額倍増に向けて、先進技術を活用した施設園芸の拡大や大規模露地園芸の振興に取り組んでおります。施設園芸については、国庫補助事業等を活用したハード支援に加え、収量の増加に向け、多収性品種の導入や環境制御指導者の育成研修により、先進技術の定着も支援してまいりました。また、人材の確保と育成に向けて、就農前後の研修資金等の給付支援のほか、農業改良普及センターと県農業経営・就農支援センターが連携し、専門家も活用しながら、資金繰りや労務管理、販路拡大などに関する経営の発展段階に応じた支援を行っております。この結果、同プラン策定後二年間で、東日本一の規模を誇るレタスの園芸施設や新規就農者によるイチゴの園芸施設など、約十ヘクタールの施設整備が進んでいるところであります。一方で、先進技術を備えた園芸施設の整備については、経済的負担が大きくなることが課題となっております。県といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら、新規就農者へのきめ細かな伴走型の支援に努めるとともに、初期投資に係る新しい支援策も検討し、園芸産出額倍増に向けて総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、もみ殻処理の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、毎年三十万トン以上の米が生産され、多くのもみ殻が発生しております。もみ殻は、畜舎の敷床や堆肥の副原料、圃場整備等における暗渠資材のほか、土壌改良資材などに有効活用されておりますが、圃場整備事業が完了した地域などでは、暗渠資材としての利用が減少し、処理に苦慮する場合が増えているものと認識しております。国が昨年策定したみどりの食料システム戦略では、未利用資源の一層の活用を図るため、バイオ炭——炭です、の農地施用の促進に取り組むこととされておりますが、その材料としてもみ殻を活用することも、我が県において有効な取組であると考えております。県といたしましては、関係機関・団体等と連携しながら、引き続き地域の実情に応じて、敷床、堆肥等へのもみ殻活用を推進していくほか、バイオ炭としての農地施用など、環境負荷低減につながる新しい活用方法も検討し、更にもみ殻の有効活用が図られるよう取り組んでまいります。

化についての御質問のうち、公設日本語学校の人材確保についてのお尋ねにお答えいたします。

公的関与による日本語学校開設の検討に当たっては、地域の特色を生かした教育や持続的な学校運営の面などから、市町村による開設・運営を前提とするとともに、公的関与の強みを生かし、単なる日本語学習にとどまることなく、歴史・文化の学習や地域との交流を通じて、宮城の魅力を世界に発信できるみやぎファンを広げ、諸外国から多くの若者が来県する人材の好循環を創出していくことを基本的な考え方としております。このため、こうした理念を理解し、学校運営やカリキュラムに確実に反映することができると教育人材を確保することが重要であることから、現在、教員養成機関などを通じ、情報収集に努めているところであります。また、留学生が地域の伝統文化等に接し、宮城の魅力を知るためには、地域が留学生との交流に主体的に関わっていくことも不可欠であり、県といたしましては、多文化共生に関する理解促進を図るなど、関心を示している自治体と連携しながら、日本語学校開設に向けしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 総務部長志賀正幸君。

〔総務部長 志賀正幸君登壇〕

○総務部長（志賀正幸君） 大綱一点目、地方自治の在り方、「国と地方の役割分担」についての御質問のうち、県の行政計画についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県における行政計画には、法令等に基づくもののほか、条例等に基づき主体的に策定しているものがあり、正確な数は把握しておりませんが、全体で数百件程度に及ぶものと考えております。国では、骨太の方針を受け、地方公共団体の自主性の確保や行政負担の軽減に向けて、全国知事会等から提案を受けた計画について、策定義務の見直し等を進めているところでございます。県が独自に策定している計画については、これまで事務の効率化を図る観点から、各所属において統廃合を含めた見直しを図ってきたところではありますが、こうした国の動向も踏まえ、改めて庁内における計画の状況を把握するとともに、新規の計画についてはできる限り既存の計画に織り込むなど、適切な在り方を検討してまいります。

次に、町内会長や行政区長などへの表彰制度についての御質問にお答えいたします。

町内会長や行政区長などの皆様は、役員の高齢化や担い手不足といった課題を抱えながらも、率先垂範の姿勢で日々地域の諸課題の解決に取り組んでいただいているものと承知しております。御指摘のありました知事表彰制度につきましては、制度を導入している他県の状況を見ましても、基準とする在職年数や対象人数、また、推薦の仕組みや伝達の手法等の運用面を含め、その在り方は様々であります。制度の創設に向けては、国、県、市町村の表彰制度を体系的に整理する必要性や選考の公平性の確保など、様々な課題はありますが、市町村や関係団体の御意見も伺いながら、我が県にふさわしい表彰制度の在り方について、引き続き検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱三点目、重症心身障害児者への支援等、共に生きる社会の実現についての御質問のうち、障害者スポーツの推進についてのお尋ねにお答えいたします。

障害者スポーツは、障害のある方の自己実現や社会参加の促進、健康増進とともに障害の有無にかかわらず、相互に人格と個人を尊重し合いながら、共生する社会の実現のための普及啓発にとっても重要な活動です。東京二〇二〇パラリンピックの開催を契機に、障害者スポーツがより身近なものとして認識されてきておりますが、県としても、宮城県障害者スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携し、ボッチャなど障害者スポーツの体験会を開催しているほか、メダリストと連携したパラスポーツ交流イベントも予定しております。今後も、宮城県障害者スポーツ協会など関係団体と連携しながら、各種普及啓発とともに障害者スポーツ大会の開催支援や全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、障害者スポーツ指導員やボランティアなどの人材養成研修の実施、宮城県障害者総合体育センターの運営等を通じ、障害者スポーツに参加し、親しむことができる環境整備に努めてまいります。

次に、新生児聴覚検査の現状についての御質問にお答えいたします。

今年十一月末現在で、公費助成を実施している市町村は二十五市町となり、更に来年一月から仙台市が公費助成を始める予定となっております。また、現在のところ来年

度から七つの市と村で公費助成を始める予定と伺っており、公費助成を行う市町村は着実に広がっているものと認識しております。

次に、共生型サービスの適用拡大についての御質問にお答えいたします。

介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供できる共生型サービスは、障害者が高齢者となっても同一事業所を継続利用できることや介護人材を有効活用できるなどの利点がありますが、現行制度では訪問系や通所系、短期入所サービスが対象とされ、長期入所施設は対象とされておりません。共生型サービスの適用拡大については、国における今後の議論を見守ってまいります。県としましては、高齢となった重症心身障害者への支援の充実のため、関係機関等から意見を聴きながら、介護保険サービスへの円滑な移行や人材の確保等の課題について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱五項目、公設日本語学校開設や貞山堀の活性化等、宮城の地域経済活性化についての御質問のうち、貞山運河についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、東日本大震災で甚大な被害を受けた運河群の復旧に当たり、貞山運河再生・復興ビジョンを平成二十五年に策定し、運河の歴史的景観や自然環境等の保全に配慮し、沿岸市町や有識者の御意見を取り入れながら、復旧工事を進めてまいりました。

現在、復旧工事が完了した運河沿川では、市町や民間団体等によるアクアイグニスなどの交流拠点整備やイベント開催など様々な活動が行われており、貞山運河をはじめとするみやぎの運河群を観光資源として利用していくことは、交流人口の拡大や被災地の経済的復興に大きく寄与するものと認識しているところです。このため県では、地域を主体とする広域的な連携を図るため、有識者等によるみやぎの運河群活用推進会議を今年六月に立ち上げるとともに、今月末には、行政機関のみならず運河沿川で活動している民間団体等が参画したみやぎの運河群連絡調整会議を開催し、各団体が連携した運河群の活用策について検討していくこととしております。県といたしましては、これらの会議を通じ、国や沿川市町、民間団体等と更なる連携強化を図りながら、運河沿川地

域のにぎわいの創出に向けて積極的に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱六項目、不登校特例校連携やキャリア教育の推進についての御質問のうち、不登校特例校の開設に向けた動向や連携の在り方についての御尋ねにお答えいたします。

登校していない児童生徒への支援については、児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の状況に応じて行われることが大切であり、不登校特例校は、特別に編成された教育課程に基づいた教育を行う学校として、一人一人の状況に応じた支援の拡充につながるものと認識しております。我が県における設置状況については、今年四月、東北初となる分教室型の特例校が富谷市に開校したほか、来年四月には私立学校による特例校が開校する予定であり、また白石市では小中一貫の特例校の設置に向けて準備を進めているところです。こうした特例校の運営に当たっては、地域の学校や市町村教育支援センターなどとの連携が重要であると考えており、県教育委員会としましては円滑な連携が図られるよう特例校の成果や課題などを市町村教育委員会や関係機関と共有し、児童生徒の多様な教育機会の確保に努めてまいります。

次に、観光業界の人材育成に向け、関係部局との連携を強化すべきとの御質問にお答えいたします。

県内唯一の観光科を設置する松島高校においては、一・二年生では地元事業所や県内の観光ホテル等の協力により、ホテル実習や観光ボランティアなどを実施し、三年生段階ではそのまとめとして旅行業者と連携し、生徒自らが商品開発からPR活動、ツアーガイドまでを行い、松島の魅力を発信する取組を行っております。これらの地域に根差した実践的・体験的な学習を通して、職業観・勤労観を育むとともに、専門の学びを生かした将来の進路選択につながる取組を推進しているところです。今年九月に県が策定した第五期みやぎ観光戦略プランにおいては、高校の観光科等との連携による未来を担う観光人材の育成に取り組みしており、観光関連産業が地域経済を牽引していくためには、観光科の役割はこれまで以上に重要になってくるものと考えております。

県教育委員会としましては、社会の変化を見据えながら、今後更に経済商工観光部や関係機関と連携を図りながら、観光をはじめ地域産業を支える人材を育成できるように学校を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 三十三番渡辺勝幸君。

○三十三番（渡辺勝幸君） ありがとうございます。様々、真摯に御答弁いただきましたことに感謝申し上げます。大綱二点目の再生可能エネルギー新税でございますが、担当課の方とも議論はしたんですけれども、再生可能エネルギーを、今、投資という考え方で、利回りで考えていらっしゃる事業者さんも多いように聞いております。たとえ相応の税負担があつたとしても、租税公課というのは投資家視点で見ると、経費計上されることとなりますので、経費計上されてしまうと考えれば赤字経営としたり、かえって節税対策に充てるというような……。大企業であればそうではないかもしれませんが、個人投資家、あるいは中小の事業者の中には、そういった租税公課は経費計上だと考える方にとって、もしかするとこれが節税対策になってしまったら、新税の効果というのは、あまりないのではないだろうかと考えられますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 新税の税率等は今後検討を進めていくこととなりますが、税率が高いほど誘導効果がある一方で、法定外税の新設に対する総務省の同意基準では、著しく過重な負担と認められる場合は同意されないということになってございます。御指摘の点も踏まえまして納税者の担税力等に基づき、著しく過重な負担とならない範囲で、新税の効果が十分に発揮できるよう、課税標準や税率などの検討を進めてまいりたいと考えておりますが、なお、新税が法人税上損金とできるかについては、今後国に確認する必要があると認識しておりますが、経費計上することで法人税額が減少した場合でも、事業者の納税額全体として減少することはないものと考えているところでございます。

○議長（菊地恵一君） 三十三番渡辺勝幸君。

○三十三番（渡辺勝幸君） 総務省の同意を考えれば著しく過剰にはできないと思うんですが、やはりある程度の、一定程度の課税でなければ効果はないんだろうと考えます。

この課税の議論の中で、ワンルームマンション税を参考にされたという話を聞いております。東京都豊島区のワンルームマンション税についてですが、一定効果はあるという有識者の議論もある一方、実際に東京都豊島区の世帯構成の変化を見ますと、このワンルームマンション税が実施されてからファミリー世帯は横ばいなんです。単身世帯はこの十年で見ると一・一六％と増加していると。前の国勢調査、平成十七年から平成二十七年の比較だと、一・六〇％と激増しているわけです。要するに、課税目的はファミリー世帯を呼び込みたい、単身世帯を減らしたいというものではあつたんですけれども、課税目的の一つである世帯構成について、豊島区においてあまり効果は見られないと言えると思います。また、東京都豊島区のワンルームマンション税ですけれども、構想したときの収入見込額は三千七百五十万円の税金が入ってくるだろうと、当初見ていたそうなんです。最新の東京都豊島区のデータを見たら、令和三年度決算だと、この税金、歳入が四億八千六百万円だったんです。要するに、税収が見込みより十倍以上になっていて、政策効果もない、となつていいます。結果として政策効果がなくて税収が増えて、財政的にはいいかもしれないですけども、果たしてこれで、初期の目的を達成したと言えるのか、ちよつと疑問だなと思うので、この点についてはどうでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今まで私は、ワンルームマンション税を導入したことによって施策効果が出たという表現はしておりません。私が答弁するときに使ったのは、皆さんに何かをさせないために増税をするといったようなことが認められるのかという質問に對しまして、東京都豊島区はそういう目的でやって、税を導入しておりますという答弁をしたということであります。今回のこの税も、結果としてゼロが理想だと申し上げましたが、もしかしたらどうなるか分かりませんが、それは私としても、これから議論をして、しっかりと議会で認めていただいて、導入してから、結果を見ないと分からないと思っておりますが、少なくとも、以前から山梨県の条例等について導入したらという声があつて、いろいろ調べてみましたが、仮に同じようなものをそのままコピーをしたとしても、時間をかけることはできるんですが、その条件さえクリアすれば、これも認めざるを得ない。これはいろいろな専門家の皆さん、そのようにおっしゃってまして、これは法的に、幾ら厳しい条例にしたとしても、時間をかけさせることができたとしても、



止めることはできないということでもありますので、そういった意味でいろいろなもの組合せの中の一つとして、この税も入れてみればどうだろうかということ。これで全てが解決されるということは思っておりませんので、いろいろなものを組み合わせながら、住民の皆さんに理解してもらおうようにしていきたい。ただ、少なくとも事業者の皆さんにとっては、好ましい税でないことは間違いないだろうと私は考えているということでもあります。これから、研究会等を通じていろいろ御議論いただきたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 三十三番渡辺勝幸君。

○三十三番（渡辺勝幸君） 現時点ではあまり納得が得られないようなところありますが、やはり課税だけではなくて規制と、また適地誘導の政策支援も併せてやっていかないと。もちろん、この課税しますよという全国初のインパクトはあるので、影響はあるとは思いますが、全体として見ていただきたいなと思います。以上です。終わります。